

各 地 方 本 部 長 殿

建設産業交通安全推進北海道本部
本部長 岩田 圭 剛
(公印省略)

「北海道飲酒運転根絶宣言事業者登録制度」に係る協力依頼について
標記について、北海道環境生活部くらし安全局長及び公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局長から、別添のとおり飲酒運転根絶宣言事業者登録制度への協力依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業へ周知いただき、根絶宣言事業者の登録をされますようよろしくお願い致します。

記

○登録の届出

登録を希望される事業者の方は、別紙の「飲酒運転根絶宣言事業者登録」届出書を、下記申込窓口に提出してください（いずれに提出いただいても結構です。）。

提出はメール、FAX、郵送等のいずれでも結構です。

※貴（協）会において届出書を取りまとめる必要はありません。
直接、北海道又は北海道交通安全推進委員会にご提出ください。

・申込窓口

【北海道 くらし安全局道民生活課】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5219 FAX：011-232-4820
Mail：kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

【公益社団法人北海道交通安全推進委員会】

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23
TEL：011-221-6666 FAX：011-221-7873
Mail：safety@slowly.or.jp

《届出書の記載方法》

・飲酒運転根絶を推進するため、取り組んでいただける項目を選択、記載してください。
「車両使用従業員への運転前後の飲酒状況を確認します。」、「社内研修等を実施します。」の2つは必須項目となっています。

このほかに、1つ以上（合計3項目以上）の取組をお願いします。
選択肢以外の取組がありましたら、「その他」にご記入ください。

・支店、営業所等を一括して届け出る場合には、一括届出支店数等を記載の上、支店、営業所等の一覧（支店等の名称、住所、電話番号）を添付してください。

（別添の記載例を参考にしてください。）

○登録証

登録いただいた事業者には、登録証が送付（電子メール）されます。

また、北海道及び北海道交通安全推進委員会のホームページに事業者の名称、所在地が掲載されます。

○登録内容の変更

登録内容に変更がありましたら、「飲酒運転根絶宣言事業者登録」届出書により、変更内容を申込窓口までお知らせ願います。

道 生 第 1 3 3 号
交 通 安 全 第 1 3 号
令和6年(2024年)4月19日

一般社団法人北海道建設業協会
会長 岩田 圭剛 様

北海道環境生活部くらし安全局長
公益社団法人北海道交通安全推進委員会事務局長

「北海道飲酒運転根絶宣言事業者登録制度」に係る協力依頼について
日頃から、飲酒運転の根絶につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申
し上げます。

さて、道及び公益社団法人北海道交通安全推進委員会では、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」というスローガンのもと、道民皆様の交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行う事業者を募集し、登録するとともに、その取組を発信しております。

つきましては、建設業者の皆様にご登録いただきたいと存じますので、貴協会の会員の皆様への周知についてご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

ご登録いただいた事業者については、登録証を交付の上、ホームページにおいて会社名等を掲載いたします。

【北海道 くらし安全局道民生活課】

担当：仲澤 TEL 011-231-4111 (内線 24-169)

【北海道交通安全推進委員会】

担当：松谷 TEL 011-221-6666

届出日 年 月 日

「飲酒運転根絶宣言事業者登録」届出書

飲酒運転根絶を推進するため、 次の事項について取組を行うことを宣言します。

【取り組んでいただける項目を3項目（必須項目を含む）以上とし、☑を付けてください。】

車両使用従業員への運転前後の飲酒状況を確認します。【必須】

社内研修等を実施します。【必須】

社内、企業施設内での飲酒を禁止します。

飲酒運転根絶に関するポスター・チラシ等を掲示します。

飲酒運転根絶のための独自の活動を実施します。

北海道における飲酒運転根絶に係る運動等に参加・協力します。

（例）7・13飲酒運転根絶の日付近で行う啓発など

従業員の家族に対し啓発を行います。

その他（下欄にご記入ください）

北海道くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5219 FAX : 011-232-4820

Mail : kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

TEL : 011-221-6666 FAX : 011-221-7873

Mail : safety@slowly.or.jp https://www.slowly.or.jp

申込窓口

該当する届出区分を
○で囲んでください

登録・変更・抹消

■登録内容の変更の場合は、変更箇所がわかるように朱書きで記載願います。

■抹消の場合は、右上の届出日と太枠を記載し、必ず登録証を添付願います。

■変更・抹消の場合、登録番号を記入願います。

【登録番号：○○第 号】

ふりがな

事業者名称

ふりがな

代表者氏名

所在地

電話番号

ホームページ
URL

一括届出
支店等数

[]

*以下の記載事項は、ホームページには掲載しません。

担当者氏名

営業時間

担当者
電話・FAX

メールアドレス

(連絡がとれる時間を教えてください)

(電話)
(FAX)

「飲酒運転根絶宣言事業者登録」届出書

届出日 令和6年 5月 1日

飲酒運転根絶を推進するため、 次の事項について取組を行うことを宣言します。

【取り組んでいただける項目を3項目（必須項目を含む）以上とし、☑を付けてください。】

車両使用従業員への運転前後の飲酒状況を確認します。【必須】

社内研修等を実施します。【必須】

社内、企業施設内での飲酒を禁止します。

飲酒運転根絶に関するポスター・チラシ等を掲示します。

飲酒運転根絶のための独自の活動を実施します。

北海道における飲酒運転根絶に係る運動等に参加・協力します。

(例) 7・13飲酒運転根絶の日付近で行う啓発など

従業員の家族に対し啓発を行います。

その他（下欄にご記入ください）

北海道くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5219 FAX : 011-232-4820

Mail : kansai.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23

TEL : 011-221-6666 FAX : 011-221-7873

Mail : safety@slowly.or.jp https://www.slowly.or.jp

申込窓口

該当する届出区分を
○で囲んでください

登録 変更・抹消

■登録内容の変更の場合は、変更箇所がわかるように朱書きで記載願います。

■抹消の場合は、右上の届出日と太枠を記載し、必ず登録証を添付願います。

■変更・抹消の場合、登録番号を記入願います。

【登録番号：〇〇第 号】	
ふりがな	かぶしがいしゃ こうつうあんせん
事業者名称	株式会社 交通安全
ふりがな	だいひょうとどりしきりやく あんぜん たろう
代表者氏名	代表取締役 安全 太郎
所在地	〒 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号	
ホームページURL	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (https://www.xxxxxxxx) <input type="checkbox"/> 無
一括届出支店等数	※道内の支店・営業所等を一括して届け出る場合に記載してください。 ※支店・営業所等の一覧(支店等の名称、住所、電話番号)を添付してください。(本店を除く)
[5]	
*以下の記載事項は、ホームページには掲載しません。	
担当者氏名	北海 道子
営業時間	8:45~17:30 (連絡がとれる時間を教えてください)
担当者 電話・FAX	(電 話) 012-3456-7890 (FAX) 012-3456-7890
メールアドレス	XXXXX.XXXXX@XXXX.jp

飲酒運転根絶宣言事業者 登録証

貴事業者は、北海道飲酒運転の根絶に関する
条例の趣旨を踏まえ、具体的な取組を通じて飲
酒運転の根絶を宣言され、飲酒運転根絶宣言事
業者として登録したので、それを証します。

氏名又は名称 ○ ○ ○

登録番号 第○○○○号

令和 年 月 日

北 海 道

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

北海道飲酒運転根絶宣言事業者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という道民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、北海道((総合)振興局)及び公益社団法人北海道交通安全推進委員会(以下「推進委員会」という。)が関係機関及び協力団体と連携して実施する、飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った事業者の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 道内の事業者を対象とする。

ただし、全国及び全道等で広域的に事業を行っている事業者は、支店単位で登録する。

(届出)

第3条 事業者は、北海道又は推進委員会に取り組む内容を記載した届出書(様式第1号)を提出するものとする。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧をあわせて添付するものとする。

(登録)

第4条 北海道又は推進委員会は、前条の規定により提出のあった届出書を受理し、次に掲げる事項を確認の上、当該事業者を登録簿(様式第2号)に登録する。

(1) 必要な事項を適正に記載していること。

(2) 届出書(様式第1号)に掲げる取組項目が、3項目(必須項目を含む)以上あること。

2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により登録した場合において、事業者に、連名の「飲酒運転根絶宣言事業者登録証」(以下「登録証」という。)(様式第3号)を交付し、北海道((総合)振興局)及び推進委員会のホームページに掲載する。

(登録内容の変更)

第5条 登録された事業者は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道又は推進委員会に届出書(様式第1号)を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録された事業者は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、届出書（様式第1号）を北海道又は推進委員会に提出するとともに、交付された登録証を返納するものとする。

2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により届出書が提出されたときは、当該事業者を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。

(登録の取消)

第7条 北海道及び推進委員会は、届出書の記載内容に虚偽があったとき、その他登録した事業者として適当でないと判断するときは、登録を取り消すことができる。

2 北海道及び推進委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された事業者は、北海道又は推進委員会に登録証を返納するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年1月16日より施行する。

飲酒運転根絶に向けて

～飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない～

北海道飲酒運転の根絶に関する条例（2015年12月施行）

北海道では、2014年7月13日小樽ドリームビーチから帰宅中の3人の若い命が、2015年6月には砂川市で一家4人の命が、悲惨な飲酒運転事故によって奪われました。北海道では道民一人一人が、自主的に行動し、一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、道民の総意として、2015年12月「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。

7月13日は 飲酒運転根絶の日

この日は、北海道全体で一斉に、飲酒運転を根絶するための取組を展開します。各地域で決起大会や街頭啓発などを実施します。

◆飲酒運転根絶への機運醸成にご協力ください。

ポスター・チラシをご活用ください。

啓発にご協力をお願いします。



- ・市町村や人々が集まる施設等に掲示しています。
- ・独自で印刷の上、配布等のご協力をいただける場合は、北海道交通安全推進委員会にご連絡ください。

<例>

- ・増刷、配布、掲示
- ・機関紙等への印刷
- ・啓発資材への活用

等

飲酒運転根絶アンバサダー「やべーべや」



令和2年に就任しました。



ダウンロードはこちらから

<期別運動>

- ・春の全国交通安全運動 4月6日～15日
- ・夏の交通安全運動 7月13日～22日
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日～30日
- ・冬の交通安全運動 11月13日～22日

<交通安全の日など>

- ・交通事故死ゼロを目指す日 4月10日/9月30日
- ・無事故の日 6月25日
- ・飲酒運転根絶の日 7月13日
- ・バイクの日 8月19日
- ・道民交通安全の日 毎月15日
- ・自転車安全日 毎月第1・3金曜日

<飲酒運転根絶対策期間等（R6年）>

- ・6月 7月に向けて機運醸成を図ります。
- ・7月13日 飲酒運転根絶の日
- ・8月 毎年、飲酒事故が多い月です。
- ・12月 飲酒機会が増える時期です。

ロゴマークの積極的なご活用をお願いします。



使用にあたっては北海道交通安全推進委員会サイトからお申込みください（無料）



飲酒運転、発見したら警察に通報！

飲酒運転情報提供サイト「飲酒運転ゼロボックス」を活用してください。



◆飲酒運転の防止に向けて

ハンドルキーパー運動



自動車仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

宣言飲食店を募集中

飲酒運転根絶に向けた取組みを宣言をする飲食店、酒類販売店等を登録しています。

詳細はこちらから



保健指導

北海道ではアルコール健康障害に関する本人及び家族等からの相談支援、飲酒運転検挙者に対するアルコール健康障害に関する保健指導を行っています。

チラシはこちらから



【このチラシのお問合せは】

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
札幌市中央区北3条西6丁目
Tel 011-231-4111（内線24-169）



公益社団法人北海道交通安全推進委員会
札幌市中央区北5条西6丁目1-23第二道通ビル6階
Tel 011-221-6666 mail: safety@slowly.or.jp
Facebookページ、X、YouTubeチャンネルもあります。



◆研修会や啓発活動にご活用ください。

動画

飲酒運転根絶メッセージ(北海道)



<伊藤有希さん>



<木村愛里さん>



<稲葉篤紀さん>



<葛西紀明さん>



学生PR動画コンテスト(30秒) (北海道交通安全推進委員会)



<最優秀賞>

◆『しかるくんのお散歩』
北海道教育大学岩見沢校



<優秀賞>

◆飲酒運転やめようアニメ
北翔大学 Jグループ



<佳作>

◆あの時、とまっていれば…
藤女子大学放送研究会



<やべーべや特別賞>

◆軽い気持ちだったのに
北海道芸術デザイン専門学校
白井 実咲さん



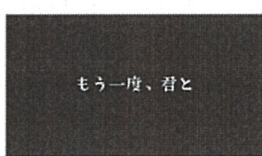
高校生等による演劇、動画(北海道)



札幌山の手高校演劇部
<失われた未来>



北海道芸術高校札幌サテライトキャンパス
<もう一度、君と>



【研修用DVDなどの貸出】



飲酒運転根絶に向けた各種DVD等の貸出しを行っています。

【動画の活用例】

研修会や大会での上映、行政や企業のデジタルサイネージなどにご活用いただいています。

メッセージ

令和5年 飲酒運転根絶！高校生メッセージコンクール入賞作品



<北海道知事賞> 砂川高校1年 繁田佳志さん

あなたが飲酒運転をすることで、
輝かしい未来のあった命は無惨にも散ってしまう。
あなたは自覚しなければならない。
自分が握っているのは、車のハンドルだけでなく、
人の命であるということ。

<道教育長賞> 帯広農業高校1年 柿野るいかさん

その一杯の重みを知ってください。
命の重み、人生の重み、未来の重みを。
その1杯のその先を想像してください。
してもしきれない後悔、奪われる笑顔。
すべてが失われてしまう人生。
その1杯の意味をもう一度考えられたなら飲酒運転は無くせる。

<道警本部長賞> 札幌北高校(定時制)1年 野村菜々美さん

いつも通りだった生活が誰かによって奪われた時、
帰りを待っていた人の気持ち。
忘れないで、誰にとっても奪うことも奪われることも
辛いことを。だから絶対やめよう飲酒運転。

<札幌市長賞> 札幌北高校(定時制)1年 宮下聖来さん

ちよとまって。「少し運転するだけだから。」
その「少し」で取り返しのつかない事になるかもしれない。
誰かの笑顔を奪うかもしれない。
絶対やめよう、飲酒運転。

【メッセージの活用例】

研修会や大会での読み上げ、ラジオでの紹介、
チラシや機関紙等への掲載をいただいています。

参考

交通安全の輪(企業等の事例集)



様々な企業や団体における
交通安全(飲酒運転根絶を
含む)の取組を順次、紹介
しています。

